

平成27年第8回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成27年9月9日(水) 午前11時00分～
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事 竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長, 萩総務部長, 小出教務部長, 三浦総務課長, 滝本企画広報評価課長, 綿矢会計課長, 藤井施設課長

議事に先立ち、次いで、学長から、平成27年第7回役員会(平成27年7月8日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで三浦総務課長から資料1に基づき次のとおり説明があった。

- ① 現行規程の第2条の資格基準では、本学に学長、副学長又は教授として、通算20年以上勤務が必要であり、第3条の勤務年数通算基準では、本学の学長、副学長又は教授として10年以上勤務が必要となっているが、資格基準を10年以上に、勤務年数通算基準を5年以上に改正するものであること。
- ② 本学規程の資格基準及び勤務年数通算基準の年数が長く、選考の際に障害となっていた経緯があったこと
- ③ 他大学の規程の年数等を考慮し、資格基準を10年、勤務年数通算基準を5年とすると、現在在職中の教授の大半が対象となる見込みであること。
- ④ 改正後の第2条及び第3条の規程は平成27年3月31日以降の退職者から適用させること。

その後、審議の結果、名誉教授称号授与規程の一部改正について原案のとおり了承された。

なお、本日の教育研究評議会に附議し、了承された場合には、本日付けで役員会の承認があったものとする旨学長から付言があった。

2. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「履行状況調査(書面調査)」について

本件について、学長から発議があり、次いで研究担当の副学長である高井副学長が不在のため不正行為防止対策委員会委員である萩総務部長から資料2-1のとおり文部科学省より本調査の依頼があったこと、本調査の取組方針等は2-2のとおりであることの説明があり、引続き加藤研究支援課長から資料2-3～4に基づき個別の取組についての説明があった。

その後、審議の結果、「履行状況調査(書面調査)」の回答が原案のとおり了承された。

なお、本日の教育研究評議会に附議し、了承された場合には、本日付けで役員会の承認があったものとする旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

(1) 平成26年度監事による監査報告について

宮森監事から資料3-1～2に基づき説明があり、監事から意見のあった事項については、今後の大学運営に反映させていきたい旨学長から付言があった。

(2) 平成26事業年度に係る業務の実績に関するヒアリング結果について

学長から、平成27年7月31日（金）に文部科学省において、資料4の別紙1～2のとおり、国立大学法人評価委員会による「平成26事業年度に係る業務の実績に関するヒアリング」があったこと。

次いで、久保事務局長から評価委員との質疑応答について、資料4の別紙3に基づき説明があった。

今後の予定は、9月下旬以降に評価結果（案）の提示があり、それに対する意見申立ての手続きを経て、10月下旬までに評価結果の通知がある旨学長から付言があった。

(3) 平成28年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について

綿矢会計課長から、資料5に基づき次のとおり説明があった。

- ① 文部科学省高等教育局より、平成28年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について、平成20年の通知の内容の一部見直し、取り扱うこととする旨の通知があったこと。
- ② 基準定員超過率の厳格化となっており、平成28年度入学者から段階的に実施され、基準定員超過率以上の入学生分については、授業料収入相当額の全額を国庫納付する取扱いとなること。
- ③ 平成31年度からは、入学定員充足率100%を超える場合に、超過した入学生分の教育費相当額を国庫納付する予定であること。
- ④ 留年者の取扱いは、これまで全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準を明示することを要件に、2年以内の留年者は在籍者数から控除するとしていたものを、成績評価基準等を明示する要件に加え、成績評価のGPA制度を導入すること、成績不振の学生への個別指導を行うことが要件と」なっていること
- ⑤ 現在、本学では学生定員を適正に管理していることから、今回の見直しにより、対応すべき案件はないが、本通知を踏まえ学生定員の管理に一層努めることとしたいこと。

(4) 文部科学省からの照会事項について

久保事務局長から資料6に基づき説明があり、早急に学内の体制を見直し、再構築をしていく必要があるため、理解と協力願いたい旨学長から付言があった。

(5) 平成28年度概算要求について

綿谷会計課長から、平成27年8月28日に文部科学省から平成28年度概算要求についての関係資料が発表されたこと、「改革の推進」に対する要求の概略については資料7のとおりであること、今後は、適宜、学内ホームページに情報を提供していくことの説明があった。

(6) 大学院学生奨学金に係る会計検査院からの照会文書について

西田学生支援課長から、資料8に基づき会計検査院からの照会文書概要及び本学回答文書概要について説明があった。

(7) 平成27年度予算執行状況（7月分）について

綿矢会計課長から、資料9-1～2に基づき説明があり、引続き学長から、9月の短期借入は回避できる見通しであるが、12月に資金不足となる恐れがあること、短期借入額を縮小するため、今後先送りできる支出は12月以降に繰り延べるよう理解と協力願いたい旨付言があった。

(8) エネルギー関係見える化について

藤井施設課長から、本学のホームページにエネルギー使用量及び使用料金を公表するとともに、昨年同月との比較表を公開することにより、学生・職員の省エネ意識の高揚を図ることとしていること、エネルギー量については資料10-1～2のとおりであることの説明があった。

(9) 平成26事業年度財務諸表の承認について

学長から、平成26年度の財務諸表について、資料11のとおり、平成27年8月31日付けで文部科学大臣の承認があったこと。「財務諸表」は官報に公告するとともに、「決算報告書」、「事業報告書」及び「監査報告書」と併せて、本学のホームページへ掲載すること。

次回の開催予定

次回役員会は、平成27年10月14日（水）午前11時から開催すること。